

産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会（第2回）議事録

日時：平成26年3月13日（木） 10:00～12:00

場所：経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

議題：

- (1) LPガス事故の発生状況、立入検査の実施状況及びトップヒアリング等について
- (2) 液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について
 - ①平成25年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の取組状況について
 - ②平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針（案）について
- (3) バルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための関係省令及び告示の改正について
- (4) 「LPガス災害対策マニュアル」のフォローアップについて
- (5) その他

議事内容

○大本ガス安全室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

開会に当たりまして、事務局を代表いたしまして、商務流通保安審議官の寺澤よりご挨拶をさせていただきます。

○寺澤商務流通保安審議官　おはようございます。商務流通保安審議官の寺澤でございます。

本日は、皆様、大変お忙しい中、第2回液化石油ガス小委員会にご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃からLPガス保安行政について多大なるご支援とご協力をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

さて、本日は盛りだくさんでございますけれども、大きく3つのテーマについてご議論いただければと思います。

1つ目が、保安対策指針でございます。

毎年度、LPガス販売業者の方々を中心として取り組んでいただく重要なテーマを整理

し、そして、示すというのがこの保安対策指針でございます。昨年のLPガス関連の事故の死傷者の数は55名ということで、これは昭和42年に液化石油ガス保安法ができて以来最少の数ということになっています。この間、ちょうどKHKで50周年もございましたけれども、昔、例えば昭和49年は1年間だけで74名の方がお亡くなりになり、トータルで753名の方が死傷されたという大変なレベルの事故の水準から、昨年は死傷者全体で55名ということで、大きく劇的にLPガス関連の保安は向上したということでございます。これは本当に関係者の皆様の長年にわたるご努力の賜物だったと、高く評価をしたいと思います。

他方で、データをよく見ますと、実は平成6年の段階では死者3名、トータルで86名の死傷者数ということで、先ほどいった昭和49年から約20年間で9分の1から10分の1まで死傷者の数が劇的に改善をするという大変な成果であったわけでありまして。それは平成6年でございます。その20年間です。平成6年以降の20年間を見ますと、実は平成17年の段階では、その1年間で死者の方1名、死傷者の数59名と。昨年は55名ということで、最少のレベルだということで申し上げたのですけれども、平成17年段階にはそれに近い数字に来ていたということでございます。そういう意味では、昭和49年から20年かけて10分の1、9分の1という劇的な改善があったのに対して、平成6年以降の20年間は、改善はしているのだろうとは思いますが、改善の度合いというのは前の20年間に比べれば相当小さくなっていると。もちろん、たくさんある事故を減らしていくというのは大変ではあるのですが、可能であるのに対して、ある程度減ったレベルから減らすのは本当に大変だということではあることは重々理解しつつも、昨年1年でも死者の方3名、死傷者の数55名というのはやはり真摯に受けとめて、さらに一層努力をしなければいけないということでございます。

こうした思いでLPガス関連の保安について、過去に比べて大きく前進があったことを踏まえつつも、さらに充実が必要なのだろうと。そういう思いで来年度の保安対策指針案を本日も用意させていただいております。これから難しい、さらなる改善というのは非常に難しいところだと思いますけれども、ぜひ先生方のいろいろなお知恵、ご意見をお伺いしながら、より充実した保安対策、さらなる死傷者数の減少に向けて、いま一度取り組んでいきたいと思っております。これが1点目でございます。

2点目は、バルクの20年検査への対応でございます。

今後、約25万基のバルク供給システムの製造から20年を迎えることになって、告示検査を行うことになってきます。こうした告示検査が円滑に進められるように、また適切に行

われるように、いろいろな課題とか対応の方向性があるかと思います。本日は、このバルクの20年検査についての取り組みについてご審議をいただければと考えている次第でございます。これが2点目です。

3点目が、自然災害への対応でございます。

ちょうど一昨日、東日本大震災から3周年を迎えました。やはり自然災害があった場合の被害を最小化するというのはこのLPガスにかかわる関係者の皆様の重大な責務であるということはいままでもないことだと考えております。

一昨年には、東日本大震災を踏まえて、今後の液化石油ガス保安のあり方として14の対応策をとりまとめ、ちょうど昨年の3月にLPガス災害対策マニュアルというのをとりまとめたところでございます。このマニュアルの中には、例えば容器の転倒防止のための鎖とかチェーンの二重がけの推進であるとか、あるいはガス放出防止型の高圧ホースの設置推進とか、さまざまな対応策が盛り込まれております。そうした対応策、このマニュアルの実施状況についてしっかりフォローアップする必要があると思いますので、本日はそのフォローアップ状況についてご報告をさせていただきます。

以上、盛りだくさんの3つのテーマではございますけれども、先ほどいいましたように事故の低減あるいは災害の対応等々、LPガス保安というのは非常に重要であるということで、本日は是非先生方には忌憚なく、また建設的な、また有意義なご意見、ご議論を頂戴できれば幸いです。本日はどうかよろしく願いいたします。

○大本ガス安全室長　それでは、ここからの議事進行につきましては、橘川委員長にお願いいたします。

○橘川委員長　朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。

3年と2日前の3.11以来、液化石油ガスに対する期待と関心はものすごく高まっていると思います。間もなく閣議決定されるといわれています新しいエネルギー基本計画でも、LPガスが非常時の最後の砦であるということが明記されていますし、現在進行しているガスシステム改革の審議会においてもLPガスが語られない回はないみたいな状態になっております。ただ、この期待と関心に応えるためには、大前提として保安をきっちりやらなければいけないということがあるわけでありまして、今日の会議は非常に大事な会議だと思います。効率的に技術を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、事務局より資料の確認、委員のご紹介等をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　それでは、本日、委員18名中14名の方がご出席いただきまして、

小委員会の定足数に達しますことをご報告いたします。

また、今回の第2回小委員会から新たに参加される委員を事務局から紹介させていただきます。

まず、東京女学館大学非常勤講師、浅野委員です。

○浅野委員 浅野でございます。よろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長 茨城県生活環境部長、泉委員ですが、本日は代理として三好産業保安室長がご出席です。

○三好代理 三好でございます。よろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長 一般社団法人日本ガス石油機器工業会専務理事、佐々木委員です。

○佐々木委員 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長 国立大学法人長崎大学東京事務所広報戦略本部準教授、堀口委員です。

○堀口委員 堀口です。よろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長 一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会副会長、丸茂委員です。

○丸茂委員 丸茂でございます。よろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長 日本L Pガス協会会長、山崎委員ですが、本日は代理として葉梨専務理事がご出席です。

○葉梨代理 葉梨でございます。

○大本ガス安全室長 明大昭平・法律事務所弁護士、吉川委員です。

○吉川委員 吉川でございます。よろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長 続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料ですが、まず座席表がございまして、その次に議事次第、委員名簿、配付資料一覧があります。配付資料一覧のとおり、資料1から4までございます。

配付資料に不備等がございましたら、お知らせいただければと思います。

また、座席のところでお手元に漫画の、全国L Pガス協会より「未来からの宿題」というタイトルの漫画の完成した本と、あと、「避難所におけるL Pガスの常時利用のお願い」、また、「意外と知らない？ L Pガスのこと」のリーフレットが用意されております。ご紹介いたします。

以上でございます。

○橋川委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、早速議事次第に従って議事に入っていきたいと思います。

最初の議題は、「(1)LPガスの事故の発生状況、立入検査の実施状況及びトップヒアリング等について」であります。

では、大本ガス安全室長、お願いいたします。

○大本ガス安全室長　それでは、資料1—1を御覧いただければと思います。

これにつきましては、平成25年LPガスの発生状況について示したものでございます。

先ほど、事故の推移で、図1のグラフですけれども、昭和42年から平成25年の推移を表しております。平成25年、暦年までの事故です。

ここに、赤のところは事故件数、緑が負傷者数で、ちょっと下のほうに推移している青が死亡者数を記載してございます。このトレンドを御覧いただきますと、昭和54年がピークで、793件発生して、死傷者数を合わせると888人でしたが、その後、先ほどもぐっと減少に転じておまして、平成9年には68件、死傷者数70人まで減少しております。これはヒューズガス栓、ガス漏れ警報機、マイコンメーターなどの普及が大きく寄与しているところでございます。

その後、この赤字のところの事故件数が平成17～18年あたりから上がってきております。これについては、結構大きな法令違反の話とか、パロマの湯沸器の事故の発生のお話とかいろいろありましたけれども、やはり事業者の意識とか、報告するという、そういうところも上がってきて、補足率が上がってきたのかなというところかと思えます。平成21年以降増加傾向にありましたけれども、25年については4年ぶりに減少して、また負傷者数は55人ということで、昭和42年以降最少になったというところでございます。

続いて、2ページ目を御覧いただければと思います。

2ページは、(1)でございますけれども、事故件数と被害状況のところをまとめて、ここ5年をまとめているところでございます。

赤字で書いていますけれども、ここ一番右側に平成25年の事故件数、その左側が22、23、24年の3年の平均を書いてございます。一応、負傷者数については24年の85人から52人、一方、死者は1人から3人に上がっております。

続いて、3ページ目にそのグラフの推移を、これは月別で表しておりますけれども、ちょっと見にくくて、上側が雪害を含む事故件数の累計の推移でございます。真ん中が、青色のところは平成25年のところで、ちょうど中間的な推移を示しているところでござい

す。

一方、雪害を除いた事故件数の推移が下のグラフでして、平成25年は一番下の青字のところで、いわゆる雪害を除く事故はここ5年間では下で推移し、低水準であったというところがございます。

続いて、4ページ目と5ページ目を見開きで御覧いただければと思います。

都市ガスの方で、何か季節的な事故のトレンドがないかという話もございましたので、月別でここ3年間の事故のトレンドが、何か特徴的なものがないか示したのがこの4ページ目と5ページ目です。

実は、1、2、3月、この左側の4ページ目の上のほうなのですが、緑が雪害以外で、ちょっと青っぽいところが雪害と。まさにこの1、2、3月に雪害が非常に多いというところがございます。若干、4月と12月に少し雪害がまだ残っているというところがございます。実は、今年の2月末現在で31件既に発生しているところがございますけれども、この雪害をいかに減らしていくかというのが重要でございます。

緑のトレンドをみると、でこぼこは多少あるものの、こういうところを一つでも減らしていくというのが大事かというふうに思っております。

続いて、6ページ目を御覧ください。重大事故がどうだったというのものとございます。

いわゆる重大事故、B級事故と称しますけれども、死者1名以上とか重傷者2名以上とか負傷者6名以上出たということがB級事故でございますけれども、平成25年はB級事故3件、死亡者数3件ということでございました。

ここの3件を紹介すると、1つ目が、この真ん中にパン屋の業務用オーブンの写真が書いてございます。沖縄県の製パン店で、窓を閉めきり、排気装置を作動させない状態でパンを焼いていたために、業務用オーブンが不完全燃焼を起こして一酸化炭素を含む排気が室内に滞留したものでございます。

2つ目が、神奈川県で昨年7月に、共同住宅のところで風呂釜の熱交換器に付着物が堆積し、燃焼効率が低下して不完全燃焼が起こり、一酸化炭素を含む排気が室内に滞留したものでございます。

最後の3つ目が、下のところの熊本県の、写真は今はふさがれていますけれども、当時の現場のところでございまして、熊本県の町道で土木工事業者が重機で掘削作業中に埋設管を損傷し、ガスが漏えいして、ガスをとめようと穴に入った作業員が酸素欠乏になったものでございます。

続いて、7ページ目を御覧いただければと思いますけれども、表2、これがいわゆるB級事故と死傷者数の推移というところでございます。CO中毒事故については、平成25年は2件でございました。ただ、死傷者数は1人ということで、これまでの3年のトレンドからすると減ってきているというところでございます。

続いて、8ページ目と9ページ目を見開きで御覧いただければと思います。

(3)現象別の事故発生状況でございます。現象は9ページの表をみていただければと思いますけれども、一番多いのは漏えいで、真ん中が漏えい火災、漏えい爆発、また、下がCO中毒事故、酸欠。大きく3つに分けてございます。

漏えいにつきましては、実はこの平成25年は109件。この2つ左側が159件と、まさにこの、事故件数が減ったところがまさにこの漏えいが減ったことが大きく寄与しているというところで、全体の約53%を占めているというところでございます。

漏えい火災、漏えい爆発は約44.2%。COについては約3%でございますけれども、この25年の表の赤字のところの一番下をみていただくと、死亡者数を事故件数で割った比率が0.50と。一方、負傷者数を事故件数で割ったのが0.80。漏えいは実は0とか、漏えい火災も死亡者数0ということで、まさにこのCO中毒事故については実際に発生すると非常に甚大な被害が起きるということを表しております。

続いて、10ページ目と11ページ目を御覧いただければと思います。原因者別の事故発生でございます。

特に11ページ目の表4の真ん中のところをみていただければと思います。一番上の欄がいわゆるLPガスを使っている方に起因する事故というところでございますけれども、25年76件でございました。その内訳として、点火ミスとか立ち消えが33件、不適切な使用が10件、誤開放が12件でございました。

もう2つ下がって、販売事業者に起因する事故、これが28件ございました。腐食劣化が15件、工事ミス、作業ミスが9件、容器交換時の接続ミスが3件でございました。

あと、その他に起因する事故として27件ございまして、この中でやはり他工事業者、これは都市ガスも他工事業者の事故件数は多いのですけれども、18件ございました。

その下が雪害等の自然災害で、雪害が38件で、合計206件でございました。

続いて、12ページ目、13ページ目を御覧いただければと思います。場所別の事故発生状況でございます。

13ページ目の表6でございまして、上の方が住宅、その下が業務用施設で起きて

いる事故件数を表してございます。住宅につきましては、一般住宅で76件、また、共同住宅で54件発生してございます。また、業務用施設については一番多いのがやはり飲食店等で37件ということで発生してございます。

B級事故につきましても、これは実は住宅は事故件数が約6割、業務用が4割なのですが、B級事故では逆に住宅が3割、業務用施設が7割と、重大事故については、業務用施設の方が多く起きているというのが特徴になってございます。

続いて、14ページと15ページ目を見開きで御覧いただければと思いますけれども、(6)は事故の発生箇所でございます。表7に書いてございますように、一番上が供給設備といわれる、事業者側が持っているところで起きた箇所。その下が、消費設備でございます。供給設備については、調整器、ホース、供給管、こういうところで事故が発生しております。消費設備は、配管、ガス栓、低圧ホースというようなところ、あと、業務用燃焼機器、風呂釜で多く発生してございます。

続いて、16ページ目を御覧いただければと思います。質量販売でございます。

質量販売については、※8で書いていますけれども、体積販売と質量販売があって、通常はメーターを通過したLPガスをマイコンメーターとかですけれども、これが体積販売ですが、質量販売はボンベに充填したLPガスを、いわゆる露店等のところで渡して使っているような形態の販売方式ですけれども、この表8を御覧いただければと思いますが、平成25年では7件で、若干ですけれども減少してございます。また、負傷者につきましても、死亡者数0、負傷者数についても6人と、ここ数年で減少してございます。

17ページ、後ほど、バルク供給は説明させていただきますけれども、この表9で事故件数が平成25年で6件で、平成25年よりは下回っておりますが、負傷者数は特になかったというような状況になってございます。

続いて、18ページ目を御覧ください。法令違反を伴う事故件数です。

25年は20件発生しております。このうち11件が、何からの形で販売事業者が事故原因として関与しているものでございまして、実は販売業者が法令違反を犯すと事故につながる確率が約35%、ここはアンダーラインを引いていますけれども、あと、死傷者数が20%発生するということが一ついえるかと思います。

あと、違反の内容というのもこの下のほうに書いておりますように、設備工事で免状をもたない方が工事をしていたとか、容器交換作業後の点検確認を怠ったとか、定期調査とか点検を適切に行っていなかったとか、接続方法が適切でないとか、そういうようなも

のが発生してございます。

まとめにつきましては先ほど説明したところと重複しますので、説明は省略いたします。

続いて1—2を御覧いただければと思います。立入検査の実施状況、今年度の実施状況と来年度の重点でございます。

私ども経済産業省の本省と、各地の産業保安監督部で実施してございまして、ちょっとお手数ですがめくっていただいて、4ページ目がここ数年の事業者数とかのトレンドになってございますけれども、実は、例えば20年度をみていただくと2つの欄があります。上段が本省、下段が産業保安監督部の各地の合計数を記載したものでございます。

平成25年につきましては、ここの表でも書いているように、本省では17件実施をしております。また、これは実は第3四半期までの数字でございますけれども、監督部については107事業所を行ってございます。この表の備考欄をみていただくと、平成24年の本省では特になかったものの、何かしら毎年行政処分なり行政指導しているというのが今の状況でして、5ページ以降が、立入検査の結果を全部ホームページに公表している内容です。本省では3日前に立入検査へ行くというお知らせをするというようなことをしまして、ある意味緊張感を持って立入検査を実施しているというところであります。立入検査をした結果、指摘がないところもありますし、指摘したことに関してもどういうことを行ったかを指導を行ってございます。

戻っていただいて1ページ目、全体の総括でございますけれども、17件について、実は保安機関1件、1社で重大な法令違反、禁止されている——これは保安機関なので保安業務をやるのが仕事なのですけれども、それを一部再委託をしていたことを確認したということで、指導を行ってございます。また、軽微な不備が確認されたので、担当管による口頭注意を行っていることもございます。

また、立入検査とは別に、この一番下の2つでございますけれども、過去に液化石油ガス設備士の虚偽の経験証明で取得したことがあったので、それを注意したことと、あと、認可された消費者を超えて保安業務を実施したケースがあったので、それも指導しているところでございます。これが本省の実施状況です。

めくっていただいて、2ページ目が監督部の実施状況でございます。107社行ってございますけれども、15社重大違反があり、それぞれ産業保安監督部長による行政指導を行ってございます。また、軽微な不備については、1から9に関して口頭または文書による注意を行ってございます。

3 ページ目に 26 年度の立入検査の重点を、これは 1 から 10 と書いていますけれども、これだけしかやらないというわけではないということで、場合によっては現場も含めて確認していくということも行ってございます。

続いて、1—3 のトップヒアリングに移りたいと思います。

私ども本省のほうで行ってございます、保安対策指針を毎年作成しておりますけれども、この作成している状況をそれぞれの会社、今回実は 10 社を対象に書いていまして、本日も出席の北嶋会長も参加していただきましたけれども、ヒアリングをさせていただいてございます。その総括がこの 1 ページ目の下側に書いているところでございます。そういう意味では、各項目、法令順守を徹底というところで行くと、トップの方がまさに取り組むことが非常に大事だということで、当然その指針とか経営理念というのを社員の方に明確に表明していただいたりとか、場合によっては自らチェックをするとか、そういうような能動的な取り組みをなさっているということがあります。

また、組織内のリスク管理の徹底で、下の方ですけれども、自主保安活動チェックシートを行っておりますけれども、それも活用したり、実態把握を行っているというようなケースもございました。

裏面の方の事故防止対策というところで行きますと、CO 中毒事故に関しても、いわゆる古い、不完全燃焼防止装置がついていないようなガス器具、これは LP ガスも都市ガスもいわゆる買い換えを強力に行っておりますけれども、下取りキャンペーンとか、安全機器への取り替え促進を活動したりとか、いわゆるユーザー側に起因する事故防止のために、昨年も紹介しましたけれども、ガス栓カバーの設置を促進しております。イベントで周知をしたりとか、また、高齢者に対する周知に関しては文字とか絵が大きく見やすいような工夫を行っているということもございました。

また、販売事業者に起因する事故ということで、今の期限内の取り替えというのがやはり重要でございますけれども、調整器、マイコンメーター、ホース等の期限管理をコンピューターで行ったりとか、消費機器の交換作業に関して独自の工夫をしている取組を確認してございます。また、長期にわたってボンベが放置されないように容器をすぐ撤去したり、中にはステッカーを貼ってすぐに連絡してもらうような工夫というのも行っているところもございました。

最後の自然災害対策につきましては、昨年とりまとめた災害対策マニュアルを活用して、社員の体制を整えるとか、訓練を行うとか、そういうような事業者。また、雪害対策では、

容器の格納庫にしたり、雪除けとかボンベカバー、またチラシとかを活用して未然防止に努めておりました。この詳細は、今回2—1の詳細は説明しませんが、記載しているところがございます。

以上でございます。

○橘川委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの大本室長のご説明に対して、ご意見、ご質問がある方は名札を立てていただければ順次ご指名させていただきます。いかがでしょうか。

○北嶋委員　　全国LPガス協会では会長を務めさせていただいております北嶋でございます。

冒頭、寺澤商務流通保安審議官からご挨拶の中でご指摘がありましたように、去年は事故が206件であったということでございました。私ども全国LPガス協会といたしましては限りなく事故ゼロということを目指しているわけがございますけれども、大変残念でございます。

これにつきましては、私どもいろいろな対策を講じておりますし、また、LPガス機器の団体にもいろいろと事故がないようにということで機器関係につきましてご指導いただきながら頑張っております。

また、業務用の事故につきましては、換気扇が回っていなかったとかというようなこともございますので、これは今後も何回も呼びかけていきたいと思っております。

それから、ただいま大本室長からお話ございましたトップヒアリングについてでございますけれども、私ども、昨年、村上審議官のもとでトップヒアリングをさせていただきました。これまでも何度となくトップヒアリングをさせていただいてきました。その都度身の引き締まる思いでご指導いただいたようなことございまして、こういうものにつきましては、やはり経営者がそこに出席をさせていただいて、細やかなご指導をいただいて、また、そうだなという思いを込めて保安に対して力を入れていくということが大変大事であらうかと思っております。また、たくさんの事業者のトップにご指導いただきますようよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○橘川委員長　　他にはいかがでしょうか。

辰巳委員、お願いいたします。

○辰巳委員　　ありがとうございます。何かいわないといけないかなと思っております、

今日ご説明いただいた事項等に関してですけれども、幾つかポイントがあるかなと思いきや何よりやはり一般消費者起因の、11ページですか、とても比率的にも多いということで、そのあたりに関してが1つポイントですね。それからあと、法令違反による事故も多いというお話だったり、あるいは雪害が意外とあるのだというお話だったりということで、大きなポイントはきちんと洗い出されているなと思っております。

特に消費者起因の事故が多いという点に関してなのですが、やはり呼びかけたり、個人への注意喚起だったり、チラシだったり、あらゆる手段で対応はしてくださっていると思うのですけれども、それを実際守るのは消費者の個人個人であって、なかなか注意喚起だけではうまくいかないというか、事故に結局つながってしまうと思っております。そのためにガス栓カバーだったり、空だき防止の機械だったりというようなものがどんどん進んでいくことによって防止につながっていると思うのですけれども、それも結局つけないと意味がないわけで、効果のあるものがあるのだから、それをきちんとつけてくれるような、そのところの、あと一押しというのをぜひ事業者の方たちにもお願いしたいなと思っております。

それからあと、立入検査やヒアリングをしてくださっているという事業者に対してのお話があったのですけれども、行なった数しか今はわからないんですね。あるいはヒアリングされた数。これって大変なお仕事だとは思っているのですけれども、どれだけの対象者数のうちこれだけの数なのかというふうな分母がよくわからないなというふうに思っています。例えば、10年か15年に1回ぐらいしか当事者には当たらない、あるいは、2～3年に1回なのかなとか、そのあたりの頻度が把握しにくいので、本省があつて地域の管轄があつてというふうなことで非常に見えにくいので、これだけの事業者数のうちのこれだけをやりました、何年かかりますとか、そのあたりが今日わかるのであればお知らせいただきたいと思えます。

以上です。

○橘川委員長　　どうもありがとうございました。まとめて後でちょっとお答えを。

ほかにはいかがでしょうか。

吉川委員、お願いいたします。

○吉川委員　　やはり冒頭の審議官のお話にも、数が多いところからぐっと減らすのは比較的容易だけれども、最後の一步が大変なのだというお話がございまして、まさにそのご指摘のとおりだと思います。それには、ここから最後の一步を詰めていくには、これだけ

の分析で、例えば事故件数自体は少なくとも重大事故につながるのは——先ほどの辰巳委員とはちょっと違う視点かもしれませんが——、業務用施設では重大事故がつながりやすいと。この業務用ということになりますと対象者も限定されますので、例えば飲食業であれば保健所とタイアップをして飲食業の許可を得る事業者さんに開設の許可を得られるようなタイミングを見計らって、年に何回か定期的に新設業者さんに対しての講習会をすとか、そういった別の施設の監督官庁とのタイアップのようなことも進められたらいかがかなと。例えば、あとホテル、宿泊施設でやはり多数の死傷者がというご報告もありましたけれども、そうであれば、待ちの姿勢ではなくて、ホテル組合とかそういう施設の団体さんのところに出向いて行って講演・講習をなさるなどの施策も有効なのではないかなというふうに感じました。

それから、立入検査、先ほど辰巳委員からもご指摘ありましたけれども、やはり対象で未実施の事業者のところを選定してという重点の報告にも、資料1—2にもございましたけれども、やはり今まで法令違反などは気づかなかったことをこの立入検査がきっかけで改善点に気づくということも多いと思うので、ぜひ未実施の事業者に対しての実施というものも今後も計画的に進めていっていただきたいなというふうに感じました。

以上でございます。

○橘川委員長　　どうもありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

浅野委員、お願いします。

○浅野委員　　浅野でございます。

たくさん情報を収集したり、丁寧にトップヒアリングをされたりということで、日々いろいろなご努力が、業界を挙げて、また経済産業省のほうもいろいろな形で取り組まれているなということを改めて拝見しました。

本当に、いろいろな啓発はしているわけですが、人間はやはり間違いも犯すわけで、どうしてもうっかりしてしまって過ちを犯すというところをなかなかゼロにしていくのは厳しいところはあると思いますが、たゆみない啓発をやっていくということ以外にないのかなと思います。

一方で、今もご指摘がありましたけれども、業務関係の事故であるとか、立入検査でも、例えば虚偽の経験証明によって液化石油ガス設備士を取得してしまっているとか、それからやはり団塊の世代の方たちがどんどん退職していかれる中で、どうやって高い技術力や指導力も、後輩をちゃんと育てられるような人材というのが業界の中でどんなふうに担保

されているのでしょうか。まさに、人が絡んでくる問題は防げるものでもあり、またかなり意識をして、しかも長期戦略でそうした人材の確保や教育ということを考えていかななくてはいけないのかなというふうに思いますので、そのあたりの現状とか展望をお聞かせいただきたいと思います。

飲食業に関しましては、恐らくアルバイトの人たちの保安感覚について、本当に初歩的な話から始まって、恐らくリスクがすごく潜んでいると思うのですが、例えば大手の牛井チェーンとかファストフード店だとか、そのあたりの保安教育はどんなふうにアルバイトも含めてなされているのかなど、少し視野を広げて情報を得ていきながら、今後どんな啓発方法があるのかをまた追求していただけるといいなというふうな感想を持ちました。

以上です。

○橋川委員長　　どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

松村委員、お願いいたします。

○松村委員　　事故件数で、冬場の事故のうち大体半分ぐらいが雪害となっているのですが、この雪害の事故というのはどんなものなのか、具体的に、形態と申しますか。それによつては、何か設備改善対策とか何かを考えれば相当改善できるのではないかと考えられるのですが、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○橋川委員長　　ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

ちょっと私のほうから2点ばかりお伺いしたいのですけれども、一昨日のガスシステム改革でもちょっと、天然ガスのパイプとLPガスのパイプを間違えてつなげたとかって、そんな事例はないでしょうかと委員が質問したのに対して、ありましたという答えでみんなびっくりしたりなんかしたのですけれども、ガスシステム改革で、どうも都市ガスとLPガスがかなり競争になっていて、これから一層競争が激化するという話になると思うのですが、これのシフトに伴う事故というのは、実態はどうかということ、両側についてわかれば教えていただきたいと思います。

それから、先ほどの大本室長のご説明で、1点、細かいのですけれども、立入検査は3日前に通告して緊張感があるって、何か世間の常識からすると逆で、抜き打ちだと緊張感があるというのだとわかるのですけれども、そこところがちょっとよくわからなかったもので、説明していただければと思います。

では、大分いろいろ出ましたけれども、現在お答えできる限りで事務局からお答えしたいと思います。

○大本ガス安全室長　まず、辰巳委員からの、立入検査の頻度ですが、本省で今、販売業者が50社、保安機関が78社、これは重複もあるのですけれども、大体5年を目途に実施したいということで実施しているところでございます。監督部も、販売業者は191社、保安機関は504社で、これも重複があるのですけれども、大体5年を目途に実施するというような形で立入検査を行っているところでございます。

あと、吉川委員から話がありました、いわゆるホテルとか宿泊施設、ホテル組合という話でございすけれども、実は当室が事務局になってCO中毒事故連絡会議を毎年開催しておりまして、その中には、いわゆる国土交通省の官公庁とか文部科学省の学校とかスポーツ教育庁とか、あと農林水産省のいわゆる食品関係の部署、外食もそうですけれども、あと、厚生労働省のいわゆる労働安全とか消防庁とか、そういう関係省庁が集まったところで定期的に連絡会議をしておりますそういうところを通じてうまく今の事故防止に向けた対策を引き続きしっかり取り組んでいく、ことが重要だと思っています。

浅野委員から話がありましたが、先ほどのフードということに関しては今の農水省とかともちゃんと連携して対応していきたいと考えております。昨年7月にCO中毒事故防止に係る通知文を出したときには、流通関係の団体にも、チェーンストア協会、スーパーマーケット協会とかフランチャイズ協会などにも呼びかけをさせていただいているというところでございます。

あと、松村委員からご質問の、冬場の雪害でございすけれども、ちょっと後で多分写真を見たほうがいいかもしれないですけれども、雪がぼてっと落ちると、そこにいわゆる配管とかボンベとかのところに当たって、それでガスが漏れてしまうとか、雪かきをするときに、いわゆる重機とか、除雪をやる中で傷つけたりとか、そういうような事故が発生しているというところでもあります。これについては、ポスターとかいろいろ、現場レベルでちょっとお知らせしているのですけれども、特に最近だと想定しないような場所でもいわゆるすごい雪が降ってしまうというところもあるので、特にそういうところも注意しながらやっていくことが重要なと思います。

あと、橘川委員長からご質問の立入検査の抜き打ち頻度ですが本当は次の日とか当日に行くのが本来の緊張感というところかもしれないのですが、実はこれまで、1週間前とか2週間前とか結構時間的余裕をもって行っていた時代がございました。事業者側で準備が

ある意味できるような日数でしたが、本件は結構努力している日数ではないかなとは思っていますけれども、事業者によっては抜き打ちで行くケースも実はございますので、そこは定期的な検査とめり張りをつけながら行くのが大事かなというふうに思います。

以上です。

○橘川委員長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと議事も多いので、またこの論点に戻ることも可ですので、2番目の議事に行きたいと思います。

液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について、大本室長から説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 2-1から2-4まで説明しますが、2-1はトップヒアリングを行ったものとか、あと立入検査で留意すべき点とか、各団体で取り組んでいる話がまとめられてございます。本日は説明を割愛させていただきますが、御覧いただければと思います。

それでは、2-2に移ります。3ページ目を御覧いただければと思います。これは、全国LPガス協会が「LPガス安全安心向上運動」を、一昨年の4月から3ヵ年計画でスタートしているものでございます。実施目標は3ページ目の下、あと徹底内容が左下に書いているところでございます。

4ページ目に、昨年の3月までに実施した主な取り組み状況をまとめてございます。

続いて、5ページ目に、七協議会。これは、地域のLPガスの団体が集まった取り組みでございますけれども、ここで左側に枠で囲った(1)～(3)、これがいわゆる七協議会の行動基準で、先ほどガス栓カバーを普及していきましょう、また、事業者に起因する事故として調整器の期限管理をしっかりと徹底して調査しましょう、また、業務用のCO中毒事故を調査しましょうという取組を行っているところでございます。

下の6ページ目は、当省で行っているLPガスの保安に特化した指導者の育成と講習会の実施でございます。こういうものに是非中小の販売業者等が参加して、保安のレベルアップを図っていただければと思っております。

続いて、7ページ目、これは先ほど紹介した通知文のほうでございますけれども、食品とか業務用施設へのCO中毒事故の防止で、下線の団体の方にも向けてお知らせしますし、関係省庁にも呼びかけをしているところでございます。その呼びかけ文が、8ページ目とか9ページ目に記載してございます。

10ページ目が、先ほど定期的に行っている連絡会議で、関係省庁が一堂に会して今の取り組み状況とか普及状況とか、そういうところを意見交換しているところがございます。今年も5月か6月ぐらいに実施したいと考えているところがございます。

続いて、13ページ目でございますけれども、CO中毒事故のリーフレットで、これは消防庁と共同でチラシをつくってございますけれども、先週も春の火災予防運動で消防庁と、これは全国の消防本部にこのチラシを配って、今のメンテナンスとか定期的な清掃が大事ということで訴えているところがございます。

あと、14ページ目が、3件昨年発生した中の1件、沖縄の件の事故を受けて、沖縄の協会が会員向けに周知をしている文書でございます。

続いて、18ページ目の下のほうでございます。古いガス器具をとりかえましょうということで、古いガス器具についてはやはりCOが発生するということで、点検を受けるか、器具のとりかえをお勧めしますというチラシを配ってございます。

あと、21ページ目に学校教育で、理科の教科書、これは平成24年版で、平成28年にもリニューアルでまたこれを載せるというような動きがございますけれども、このように学校でやはり身近に完全燃焼・不完全燃焼というのを知ってもらうというのが大事であります。

この下、22ページ目が、お手元にある「未来からの宿題」という、全国LPガス協会が今年3月に作成して、全国の図書館3,000カ所と小学校の図書室2万1,000カ所に蔵書しております。この漫画につきましては、みんなでエネルギーのことを考えながらLPガスを上手に使うことで、今もこの先の未来も、この美しい地球をみんなで守ってもらおうという子どもたちへのメッセージをコンセプトにしたものでございます。

続いて、24ページ目、ガス栓カバーがこのチラシで、先ほどのトップヒアリングでもそうでしたけれども、この普及をかなり今精力的にガス事業者はやってしまして、この25ページ目、グラフのところですけども、これまでそんなに出荷は出ていなかったんですけども、この24年から出荷が伸びてしまして、これをまさに引き続き普及させていくということが大事であり、使わない場合は2口コンロから1口コンロに切りかえるということを行ってございます。

あと、26ページ目が、いわゆるパロマの湯沸器に係るところで、これはここ1年のデータなのですが、一番右側に13という数字が書いてございまして、これが実は事業者側の再点検で発覚・発見したものです。これは空き部屋で確認されたりとか、実際使っている人でみつかったりというようなものも、先月も実はこれの数字以外にもみつかると

ということがあって、やはり実は結構空き部屋とか、発見されたときに事業者のほうは、集合住宅であればほかの世帯、ほかの階でもやっていないかという横展開をしているところでございますけれども、是非引き続き、このパロマだけではなくてリコール製品全体かもしれないですけれども、ぜひご留意いただきたいところでございます。

27ページ目が、長期使用安全点検制度、いわゆるガス湯沸器とか風呂釜、買ったときにいわゆる所有者票という葉書を書いて出してくださいというところでございまして、トップヒアリングでも葉書の代行を事業者側でやっている例もございますけれども、こういうものを広めて普及していくというのが大事であります。

28ページ目が、他工事事務で、いわゆるこの下にも書いてあるのですけれども、重機で工事中にガス管を損傷させるようなミスがあるので、厚生労働省と協力してリーフレットを作っております。

続いて29ページ目に、昨年、販売業者に起因する事故で、給・排気部をふさいだまま使用して不完全燃焼、一酸化炭素中毒が起きたというような話が結構起きてございます。これを踏まえて、塗装業者の業界に対して国土交通省を通じて要請を行ってございます。それが行われている文章が30ページ目に書いてございます。

また、建設工事につきましては31ページ目に、ガス管の損傷事故防止ということでお知らせを国土交通省に対して行っているというところでございます。

続いて、33ページ目、これはいわゆる屋台といわれる質量販売のところでございますけれども、こういう接続とか使用方法を間違えると非常に大事故につながる場所がございますので、販売事業者の方には細心の注意を払って引き渡しをしているところでございますけれども、やはりきちんと使っていただくということが大事なので、だめな場合とかいいケースというのをちゃんと分けながらお知らせしているところでございます。

あと、雪害という話があったので、40ページ目に注意書きのリーフレットを作成しております。左上に、雪かきをしているときにLPガスの機器を傷つけてしまうケースとか、別に雪かきをしなくても自然に雪が溶けているときにぼてっと落ちてしまうケースもあるところでございます。あと、雪かきするときにはLPガスのボンベが通れるというか、入ってくるがあるので、ちゃんと通れる道をつくっていただくよう配慮してほしいというのがこの右上のちょっと下側に書いたりとか、雪かきをするときにLPガスボンベに向けて雪かきしないでねとか、そういうことを、当たり前なのかもしれないですけれども、お願いしているというのがこの部分でございます。

続いて、2―3と2―4が保安対策指針のところでございます。2―3が、今年の保安対策指針の新たな記載をしたところで、基本的には25年度の内容を踏襲しつつ、新たに主なもの5つを追加してございます。

1つ目が、保安機器の期限管理の徹底で、調整器とかマイコンメーターとか高圧ホース、警報器、こういう保安機器について確実に交換してほしいというものです。去年は期限管理だけだったのですが、ちゃんと交換までしっかり行ってほしいということをうたってございます。

2つ目が、バルク貯槽の20年検査に向けた体制ということで、これはまさに次の審議でもございますけれども、バルクの検査、これは近未来的にどうやっていくかというところがございますけれども、約25万基のバルク貯槽等を導入している事業者にとっては、是非こういう動向の把握に努めて、その準備に着手してほしいというところがございます。高圧ガス保安協会でも、協会規格基準を作成したりとか、そういう動きもございますので、そういうことも含めて是非ご確認いただきたいと思っております。

3つ目が、自主保安活動チェックシートです。100点満点でマル・バツをつけて、事業所側で書いて点数を付けているものでございます。全国LPガス協会ではこのチェックシートを推進しておりまして、実は期の途中でこれを始めたというところもありますけれども、約56%の提出率でございます。ぜひ提出率100%に近づけて実施していくということと、実際に採点した点数を、来年度はより高い点数に向かって対応していくというのがまた重要であると考えております。また、自主保安ということでしっかり自己点検して、弱いところは補強していくということが大事かと思っております。チェックシートについては、今後の保安対策指針とも合致させることもちょっと今後検討したいと思っております。

4つ目が、集中監視システムでございます。集中監視システムは、マイコンメーターと警報器の末端の機器、またはその伝送装置といわれるメーターの情報を集中監視センターに送るような装置とか、あと有線とか無線の通信網、集中監視センターで構成された情報補完を行うようなところがございますけれども、保安のいわゆる消し忘れとかを把握して、集中監視センターから遮断するとか警報するとか、そういうことができるシステムでございますけれども、現在26%の普及がございます。LPガスの販売事業者は、より一層の保安の観点から、保安の状況をリアルタイムに把握して、的確に迅速な対応の可能な集中監視についても導入とか、導入に向けた検討をお願いするところでございます。

続いて、最後の自然災害対策でございます。災害対策マニュアルにも書いてございます

けれども、鎖とかベルトの二重掛けの推進、また、ガス放出防止器の設置を徹底するというをお願いしているところでございます。

それが5つの新規のポイントです。

次に、その指針の実効性を高める取り組みということで、大きく2つ書いてございます。

行政機関の連携でございます。販売事業者、これは本省監督部、都道府県、それぞれエリア規制になっていますので、それぞれで対応しているところでございますけれども、こういうところで、例えば販売業者と保安機関が別の行政機関になっているケースもございます。そういうときに、是非可能な限り一緒に行くということも大事かと思えます。今年度も本省については監督部とか県にも呼びかけて合同で立入検査を実施しているケースもありますし、単独で行くケースもございますが、連携していくというのがこの部分で書いているところでございます。

もう1つが、自主保安活動というのを行政側もしっかり目配せするということが大事だと思います。実際に日頃、販売事業者とのやりとりとか、申請書類の受付とかいろいろあると思いますが、そういうところで実際にチェックシートを作成の有無とか、取組状況等を確認するというような対応も重要かと思えますので、そういうことを行政側がしっかり目配せするというのもここでうたっているところでございます。

最後に、先程も、今事故がなかなか低減しないというところを、これは別に抜本的に解決するとは限りませんが、1つの方策として、やはり過去5年間でいわゆる行政処分とか指導を受けた事業者、また場合によっては重大事故を起こした事業者に対しては立入検査を、場合によってはトップヒアリングを実施して、自主保安活動の取り組みを含めたフォローアップをするということをここでうたわせてもらっているところでございます。

あと、4ページ目に来年度の――ちょっと詳細は2―4で説明しますが、保安対策指針の骨格をここで書いてございます。

まず最初に、I. 指針の位置づけということで、その自主保安活動を含めた保安対策の着実な実施、法令順守、指針の作成というところを書いています。

2つ目に、具体的な保安対策の要請4項目と重点防止対策3項目を書いています。それぞれの4項目が1. から4. 事故防止対策がこの3. の(1)から(3)、これが3つの項目で、それがそれぞれ記載されたものが2―4でございます。

2―4を御覧いただければと思います。2―4が、保安対策指針の案でございます。

最初は保安対策指針の位置づけということで、この1ページ目の(2)の下側、2ページ

目に事故の状況、これが資料1—1とか資料1—2で説明したところのエッセンスをこの2ページ目で書いてございます。

3ページ目が、保安対策指針の策定の、先ほどのエッセンスのところを記載したというところでございます。3ページ目の1.の下、ここからがいわゆる具体的な内容でございます。

4ページ目ですが(2)ですけれども、販売事業者の義務の再認識をしっかり行って欲しい、また保安教育を確実に実施して欲しい、また、販売業者によっては、販売所から営業所単位でいろいろあるので、こういうところでもしっかり保安対策の取り決めを実施してほしいというところをうたってございます。

また、4ページ目の(5)ですけれども、事業譲渡するときにもちゃんと事前に保安業務を確認することも行ってほしいというのを書いてございます。

5ページ目の(6)、これが先ほど5つといったところの記載のところでございます。

また、2.(1)、このリスクの自己チェックシートは先ほど申し上げたので省略します。集中監視も、先ほど申し上げたので省略します。

次の6ページ目が事故防止対策でございます。この3.(1)ですけれども、CO中毒事故の事故防止対策で、先ほども事故防止のときに業務用のCO中毒が非常に多いということがございましたけれども、関係者に対する周知をしっかり行っていくことが大事ということで、特に所有者とか従業員の理解を促して欲しいことをここでもうたわせていただいているところでございます。

また、②ですけれども、定期点検の際にも定期的な清掃・メンテナンスもちゃんと働きかけるということを呼びかけております。

6ページ目の下に、いわゆる警報器の設置の促進を記載してございます。

7ページ目は業務用だけではなくて、実はホテル、旅館、学校についてはボイラーで昔事故がございまして、このボイラーにおけるCO中毒事故も防止してほしいというのがこのイ)。

ウ)が、いわゆる住宅におけるCO中毒で、不燃防がついていない古い器具についてはちゃんと点検を受けるとか、場合によっては取り替えとかをしっかりうたっているというところがございます。

次の8ページ目が、いわゆるユーザー側に起因する事故でございます。(2)のア)で、保安意識の向上。消費者自身も気をつけなければいけないところはありますけれども、や

はり消費者に対していかに工夫を凝らしながら周知を行うことが大事かというところで、特に、これも昨年も入れていましたけれども、今年入れたのは上から2つ目ですけれども、いわゆる一人暮らしの大学生とかサラリーマン、親がガスで調理とかしていて、これまで自分でガスを使っていない人とか、ふだんなかなか接しにくいような人に対して、ちゃんとワンポイントで具体的な事例、いわゆる事故事例や危険性を訴えるような注意喚起というのを是非してほしいということで、記載してございます。

イ) 安全な機器の普及促進ということで、最近Siセンサーコンロの出荷台数が昨年の9月で2,000万台を突破ということでございますけれども、こういう安全な機器を普及させることが事故の低減につながるということなので、この普及促進を是非行っていただきたいということを記載してございます。

あと、ウ) 誤開放防止ということで、先程も申し上げましたけれども、ガス栓カバーの設置促進をリーフレット等を使って行っております。

9ページ目、エ) ですけれども、ガス警報器の設置促進と、さらに期限管理に取り組んでいただきたいということでございます。ガス警報器工業会では、設置率向上とか期限切れの一掃を目指して「リメイク運動」を行っているところでございます。

オ) ですけれども、消費設備の調査で、実際に使う方に対して理解をしていただくことについて、この①から④で記載しております。特に⑤、学校とかいわゆる公民館の公共施設、こういうところで事故が起きるとやはり大惨事になりますので、特に自治体とか公共施設の関係者に理解・協力を促すというのが大事であると思っております。

続いて、10ページ目、リコール製品の対応でございます。先ほどもパロマのところでは13台みつかった話もございますけれども、やはりリコール製品というところを、事業者の方でもリコール情報を的確に把握して、点検の際にそういうところを活かして欲しいところでございます。下にもリコール情報、製品安全ガイド、これは経済産業省のホームページを書いておりますけれども、この関連サイトとして消費者庁のリコール情報サイトとか、またはNITEのサイトでも、古い情報はNITEのほうを御覧くださいとなっておりますけれども、こういう情報もぜひ販売事業者のほうで確認して、遺漏なきよう回収に努めていただきたいというのがこのカ) のところです。

キ) については、先ほどの長期使用製品安全点検制度で、実際にこの現状もそうですけれども、必要に応じてユーザー登録葉書の代行をするなど、消費者にちゃんと出してもらう工夫を是非行ってほしいということを記載してございます。

10ページ目は、いわゆる販売事業者に起因する事故でございます。埋設管についてはPE管への取り替えの促進、また、他工事事業者はちゃんと工事に立ち会うとか、酸欠事故がございましたので、酸欠事故防止に向けた対応を行うことが大事であります。酸素濃度器とか複数人で対応するとか、そういう工夫がやはり大事かと思えますけれども、こういうところもしっかり対応を図っていただきたいということで、新たに追加させていただいております。

また、11ページ目に、③ですけれども、設備工事で免状を持たない人の事例が発覚したということで、これも新たに追加しましたけれども、いわゆる供給管・配管の工事を行う際には、いわゆる外注先の工事に係る届出ですとか、設備士資格の有無とか、いわゆる講習の受講状況というのも確認するなど、適切に監督して欲しいことも新たに加えさせていただいております。

イ)の機器の事故防止対策で、先ほどの5つのポイントの中にもうたわせてもらいましたけれども、機器の期限管理、交換というのもうたっています。

続いて、12ページ目に質量販売に係る事故防止対策で、質量販売への、さきの負傷者に対する周知というのも徹底してほしいということがア)でうたっていますし、あと、雪害ということに関しては真ん中の方の下側、事故防止対策で注意喚起をしっかり行ってほしいということをやっております。

最後に自然災害対策で、13ページ目に、今の鎖の二重掛けですとか、新設またはとりかえ時における放出防止器の徹底を行うようなことを行いたいということを記載してございます。

最後の32ページ目、33ページ目ですけれども、いわゆる放出防止器の写真のところですとか、先ほどお手元に配った導入事例集、あと「意外と知らない？ LPガスのこと」というところを紹介させていただいているところでございます。

以上でございます。

○橘川委員長　それでは、ただいまのご説明に、ご意見、ご質問がある方は。

天野委員、お願いします。

○天野委員　天野でございます。

特に落雪対策のリーフレット等をいろいろ拝見しまして、工夫してお作りいただいているなと思ったのですけれども、こうしたものの注意喚起というのは日頃雪が降るところならば記憶にとどまると思うのですけれども、今年のように余り雪が降らないところで雪が

降ったときには、多分、一般の消費者の頭の中には全くインプットされていない状態だと思いますので、そういう緊急のというか、日常的でないような事態が起きたときに、例えば今回、経産省のホームページにも載せていただいていますけれども、ホームページをみにいかない限りはこうした情報が入ってこないのです、このような緊急的な事態が起きたときの伝達方法はどうなっていますでしょうか。

○橘川委員長 他にはいかがでしょうか。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員 ありがとうございます。やはりいろいろ対策をしてくださっている中で、一般消費者等起因の事故を防ごうというところに関心がございます。読ませていただいて、今ご説明を伺いまして、当然書かれているべきであろうと思える高齢社会のことが書かれていないですね。若い人たちは当然慣れていなくてというお話で新たに加わったということなのですけれども、LPガスを使う地域の方達というのは独居だったり、あるいはもう本当に高齢だったりする方がとても多いと思います。そのあたりをもう少し厚くして欲しかったなと思ったんですね。高齢になると人は頑固になってきますもので、新しいものに変えたくないというふうなところもあります。そんな中で、やはりコミュニケーションをちゃんとしていかななくてはいけないなと思いますので、厚くそのあたりの手当をお願いできればなと思いました。

先ほど、橘川委員長がお話しになった、自由化に伴って家庭の中にあるガス器具が、自分が、勝手に配管出来ますもので、都市ガスかLPガスか外観上も機器に違いがないわけで、接続ミスなんかも起こりうると思います。本来、業者の責任であろうとは思いますが、でも、一旦家の中に入ってしまうと家庭の責任にもなりかねませんので、本当にきちんと対応していただけるように、自由化を目前にして早目から準備していかないといけないと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思いました。

○橘川委員長 北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員 この資料の中にありました、業務用の事故の問題が出ておりましたものですから、業務用のCO中毒事故ということでございますけれども、まず家庭用におきましては周知用のチラシを年間約800万部作成して、全L協と47都道府県の協会とが一緒になって配布をし、ただ、配るだけではなくて啓発活動をしているということでございます。

また、業務用におきましては、チラシ約40万部を配布してございます。パン屋さん等は寒いときに朝早くからの仕事ということで、寒いから換気扇を回さないでという形の中で

CO中毒事故が発生するということをございますものですから、そのようなことがないよ
うに啓発活動を一生懸命頑張っておるところでございます。結果といたしましてはそれで
も事故があるということで、申し訳なく思っております。

以上でございます。

○橘川委員長 吉川委員、お願いします。

○吉川委員 1点だけ、告知の方法に関して。

経産省ですとか事業団体の皆様が大変有益なリーフレット等を作成されている状況はよ
く分かったのですが、やはりいざというとき、私自身もリーフレットはどこかに置きしま
っていて、なかなかみつからなかったり、忘れてたりということがままあります。やはり重
要なのは、その機器の使用時の説明書との一体性ということではないかなと思います。

例えば、質量販売に関しては、使い方がよくわからないときに、極端なことをいえば、
ポンペにホームページへのURLとかが簡単に記載してあったりとか、QRコードでばっ
と飛ばばそこで基本的な注意だったり使用方法がわかるようになっていたりというよう
な、現代的なツールもぜひご活用いただけたらと思います。

機器に関しても、換気をしなければいけないとか、この資料2-2の新聞広告の例が20
ページのところにコンパクトに「換気」「清掃」「連絡」「備え」というようなワードで書
かれていますが、こういうものをシールにさせていただいて、はがれにくい糊とか接着剤と
かが開発されていますので、利用者から機器から取り外そうとしてもなかなか外れないよ
うな仕組みで、やはり機器と一体化して注意喚起を行っていくという工夫をぜひ行って
いただければなと思いました。

以上です。

○橘川委員長 井伊委員、お願いします。

○井伊委員 今回の発言とちょっと関連するのですが、マイコンメーターを地震の
際に解除するやり方なんかを拝見しても、ガス協の安全委員会ホームページというところ
に載っているのですが、絵と字しかなくて、やはりもう最近では動画で全部出せるよ
うになっていますので、それがあった方が一発でわかると思うので、そういう取り組みが重要だ
と思います。

あと、ガス栓カバーなのですが、数字を拝見するとかかなり出ているということな
のですが、これは全体のカバー率というか、ガス栓カバーのカバー率というか、そうい
うものは出しているのでしょうか。これは去年もお尋ねしたのですが、こういうとこ

ろについては事業者の自主保安というところではなくて、やはり設置の義務化というのもちょっと考えておくべきではないかというのが1点。

あと、最後ですが、先ほどリコール製品の情報告知の問題がありましたけれども、これはマスコミの立場でお願いしたいのですが、こういう状況で探しているものがみつかりましたということ、何というか、ニュースの素材として取り上げられるような情報提供のやり方も考えていただきたいと思います。

以上です。

○橘川委員長 堀口委員、お願いします。

○堀口委員 経産省の方も事業者の方も、非常に事故をゼロにするために取り組んでいるということが理解できました。

先ほど辰巳委員がいわれたとおり、やはり高齢化社会になってきて、高齢者の一人暮らしというのは非常に今世帯数としても増えております。かつ、軽い認知症などがあったとしても1人で生活しておられる方はたくさんおられます。それで、8ページのところに、より具体的に、(2)、ア)の2番目に一人暮らしのところで、新たに大学生、サラリーマンという、新しく自分で器具を使い始めるという人たちへのターゲティングの文章がありましたが、やはり高齢者が認知症などでも一人暮らしをしていることを考えると、事故を本当に少なくしていくためにはそこら辺のアプローチも重要ではないかと思、その場合、ホームヘルパーさんなどが実際には調理など料理をするようなことで家庭に入っているわけなので、介護事業者などにもこのようなLPガスの安全のことについては情報提供していく必要があるのではないかなと思、というのは、厚生労働省との協議会があるということを書いてありましたが、生活衛生課は多分旅館とかを、そういう事業者、旅館組合とか飲食店を管轄しているところで、病院もちょっと生活衛生課ではないので、病院も事故があったりもしていましたから、高齢者でいくと介護事業者を通じて、日々LPガスの方々が毎日高齢者のところに行くことはないと思うのですけれども、あえていえば1週間に2回とか3回とか行って、かつ、その台所を使う可能性の高い介護事業者に向けての情報発信も必要ではないかなと思、

○橘川委員長 よろしいでしょうか。

葉梨代理、お願いします。

○葉梨代理 日本LPガス協会の葉梨でございます。

日本LPガス協会というよりは、安全委員会の活動をやっている立場ということでコメ

ントを申し上げたいと思っています。

ただいま、堀口委員、吉川委員のほうから、1つ現代的なツールを活用しながらというお話がございました。今年度の活動の中で、今は多くの方がスマホをもっていらっしゃる、常に手にもっていらっしゃるということで、LPガス安全委員会のホームページには安全について一番いろいろな情報が入っているわけですが、そこにいかにアクセスしやすくするかということで、今スマホ用にホームページを開示させていくというような工夫もしてございます。

また、高齢者の対応ということにつきましては、毎年、ちょうど2月、3月という寒い時期に高齢者向けのいわゆる雑誌広告等も行っているということでありまして、介護事業者に対してある程度意識した上でのメッセージづくりも工夫して行っております。

ただ、やはりこういう事業というのは、一回やったからすぐ結果が出るというものではないので、やはり安全委員会の活動自体何十年という長期間に亘って業界団体と消費者団体、行政も加わって一緒にやっているわけです。こういうことをしっかりと地道に続けていくことが重要なのではないかと考えております。

以上でございます。

○橘川委員長　よろしいでしょうか。

私もお伺いしたいのですが、皆さんから出たように、保安をきっちりやるということは大事だと思うのですが、一方で、今全体にエネルギーの自由化が進む中で、消費者が多様なエネルギーを選択できるということも非常に重要なわけで、保安が事実上の参入障壁になるようなことになってしまっているといけないと思いますので、そのバランスの問題が重要だと思うんです。

先ほど北嶋委員の話で私は気になったのですが、LPガスから都市ガスに転換するときには、LPの免許をもっている人が立ち会わないとできないということなのですか。それだと、何か非常に参入障壁になるようなイメージに聞こえるのですが、何かそういうことだとすると問題かなというふうにちょっと思いました。

逆に私は、むしろLPが防災上強いということで、これから都市ガスエリアに攻めていくと思うのですが、都市ガスエリアのユーザーこそLPガスを全然使い慣れていないので、この保安の話はどう伝えていくのかということがもう1つ重要なポイントなのではないかなと思います。その辺のことをちょっと教えていただければと思います。

○北嶋委員　ちょうど橘川先生からお話があったけれども、都市ガスとLPガス

は、ガス事業法と液化石油ガス法の2つの法律に分かれておりまして、都市ガスは、需要家の敷地に入る前までが都市ガス事業者の所有で、敷地内にあるガス管から給排気設備までは需要家の所有になっております。一方、LPガスは原則としてLPガス容器からガスメーターまでがLPガス事業者の所有でガスメーターの出口からガス機器までが需要家の所有ということになります。この区分により法律上の管理責任も分けられており、保安の資格制度等も違っているところがあるということです。

○橘川委員長　　ちょっとこの話を余り長くするつもりはないのですが、エネルギーのそれぞれの方が、全部自分のところが被害者でアンフェアな扱いを受けているということとそれぞれのところの方がいっていると、この事態が問題ではないかと非常に思いました。

どうぞ。

○大本ガス安全室長　　今の北嶋委員の話ですが、配管の今の所有の責任形態とか、いわゆる保安の責任形態というところが、都市ガスとLPガスでどうなのかという、多分そういうところかと思いますが、ガスシステム改革がエネ庁で検討されていて、ガスの保安について検討していくことになるので、そのときにまた改めてそういう現状というのをご説明させていただくのがよろしいかと思っております。

続いて、天野委員からの落雪の件ですが降っていないところに事業者側もいかにお知らせをして、認識し、また消費者にお伝えしていくかというところが大事だと思います。当室でも、2月に山梨ですごい雪が降ったときに、内閣府の災害のサイトに先ほどのリーフレットを載せて、あとツイッターでも、今の雪かきに注意してくださいということを情報発信させていただいております。そういう雪への対策というのも引き続き対応していきたいというふうに思っています。

あと、辰巳委員や堀口委員の御指摘ですけれども、高齢者の記載が不十分でしたので、介護関係者の件も含めた形で来年度の指針をまとめさせていただければと思います。

吉川委員からも、告知の仕方、工夫のアドバイスをありがとうございます。都市ガスの方の審議会でもスマホを使ったりとか、いろいろなアイデアをご指摘いただきまして、委員からも動画とかそういう話もございました。国のほうでも広報について、いろいろ取り組んでいきたいと思いますが、事業者側もぜひ消費者への周知の仕方を引き続き改善していくことが必要なのかなというふうに思っています。

ガス栓カバーについては、実は全体の数字の統計がちょっととれていないというか、と

りにくいというか、実は事業者によっては2口から1口に切りかえる方向性に取り組んでいるところもあって、ガス栓カバーでふさいでいる事業者もあれば1口に切りかえているところもあって、ちょっとこのところを義務化というのは、ここはちょっとすぐにやりますとはなかなかいいにくい状況でありますけれども、こういうところを事業者のほうで引き続き取り組んでいくことが重要かと思っているところであります。

葉梨代理の安全委員会、私のほうも参加しておりますけれども、関係団体が集まった取り組みで、高齢者の周知も実際やっていますので、こういうところも地道に継続的にやることが重要であると思っております。

以上でございます。

○橘川委員長　あと26分位しかないので、3と4の議題の説明をあわせてやっていただきたいと思えます。

説明を手短にお願いいたします。

○大本ガス安全室長

資料3を御覧いただきたいと思えます。3-1と3-2でございます。バルクは、3-2ですけれどもローリーで充填するというので、約25万基普及してございます。

2ページ目ですけれども、この仕組みについて、高圧ガス保安協会が今調査研究を実施しております、3ページ目にこの規格を3つ作ってございます。これを実際に検証していくことを行ってございます。

7つの課題がございまして、3ページ目の(1)作業計画の作成と指名で、バルクの検査を行うときには撤去とか置換とか不慣れな作業が発生しますので、あらかじめ作業計画と作業責任者を定めて計画に従い行うということを規定するというのがまず1つ目でございます。

続いて、2つ目に、4ページ目の(2)でこの写真に書いているように、この貯槽にボンベをつなぐと1トンを超えてしまうケースがあります。この超えてしまうケースを「特定供給設備」と申し上げますけれども、これをやると都道府県知事の許可とか完成検査が必要になる場合があるということで、昨年も審議会でも話がございました。実際には液面計を確認し、封印をして1トンにならないような管理をすることでこの特定供給設備から免除されることが妥当ではないかというのが(2)の話でございます。

(3)につきましても、6ページ目でございますが、500キロを超えると届出が必要なのですが、これも実際にそのような運用で500キロを超えないような対応をとることでその

届出を不要にすることが妥当ではないかというのが3つ目の話です。

4つ目が、告示検査の記録と保存。実際に工事をしたことを、後ほども告示検査等で確認していきますが、そういうところで帳簿に記載して保存する義務を課すということを見せてもらうのがこの4番目です。

5番目が7ページ目の写真でございますけれども、いわゆる3トン近い2.9トンのバルク貯槽には、中には検査穴がございまして、ここで内面から検査をすることができます。基本は外面でやるということが今規定されているのですが、実際にそういうニーズがあるかどうかというのを実態調査で確認したところ、そういうニーズがあるということが確認されましたので、外面に代えて内面で検査をすることができるという規定を設けさせてもらうというのが(5)番目です。

(6)が貯槽とか機器の表示で、合格したときには必ず表示を行ってほしいということに記載してございます。

最後、7番目でございます。8ページ目ですが、ここの写真に附属機器の例が書いてございますが、実は8ページ目の下にバルク貯槽とバルク機器の検査期間のずれというところがございます。実は、附属機器のほうが先につくられて、最大1年というところがございます。この附属機器は、会社側の方でISOを取得した会社が厳重に管理を行っているところがございます。この管理を行っている附属機器を実際にバルク貯槽と一緒につける、このタイミングがいわゆる経年劣化の始まりではないかということで、バルク貯槽と合わせたタイミングで検査を行えるようにするということがこの7番目でいっているところでございます。

続いて、資料4のほうもあわせてさせていただきます。

資料4につきましては、マニュアルのフォローアップでございます。後ほどもそのマニュアルの解説を映像でみていただくことを予定していますけれども、都道府県のLPガス協会ですら実際にこの1年間取り組んだ状況をアンケート調査させていただきました。そのアンケート調査についてご報告いたします。

まず、14の対応策の中で、各都道府県のLPガス協会のほうで事業者向けに開催をしたりとか、あと、他の団体が開催したところを全てのところで実施しているというのかこの100%で書いているところがございます

2ページ目に、県協会における対応というところがございますけれども、その情報収集の把握ということも100%、あと中核充てん所というのを全国で344ヵ所ということで整

備を全てしているということ。

また、企業の枠を超えた点検とかいうことについての整備に向けた対応というのも 100%やっている。

車両の稼働の確保について、例えば県協会で災害時における緊急車両を受けるための所轄の協議については77%と。

先ほども指針の中にも書いていますけれども、鎖の二重掛けとかプロテクターのところの取り組みに関しては53%。

3 ページ目に、LPガスからの漏えい、放出防止に向けた対応ということについては、100%というところでございます。

あと、容器の回収体制の整備に向けた検討については43%。

最後の、これは対応策のところには特段ないのですけれども、訓練実施に関して、実施済または計画が 100%というような状況になってございます。

また、今後もそういうようなマニュアルのフォローアップというのを引き続き行ってきたいと考えてございます。

それでは、映像のほうをお願いいたします。

(映像が放映)

○橘川委員長 どうもありがとうございました。

それでは、議題3と議題4、バルクの告示検査の合理化、効率化の話と、このLPガス災害対策マニュアルのフォローアップについて、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

北嶋委員、お願いします。

○北嶋委員 ただいまの映像をみせていただきましたけれども、3.11、2時46分でございますか、私は大阪におりましてちょっと気がつかなかったのですけれども、4時ごろでございましたでしょうか、全くあのような映像が流れておりまして、まさかそんなに早くそのようなニュースが流れるというふうなことも思っておりませんで、もう本当にびっくりしたわけでありまして。あれが金曜日でございまして、土曜日にはすぐさま私ども社員を全員集めまして、いかにすべきかということも考えまして、その次の日には、兵庫県は平成7年に大震災がございましたので、防災の完全な検証の中にシステムがあるわけですが、そこで当時は橋下知事もおられまして、関西広域連合の会合が日曜日に行わ

れまして、そのときに知事さんたちからLPガス頑張っよと、こういうふうな励ましの言葉を頂戴したりして、ちょうど今この映像をみせていただきましたときに、そのことをすーっと思ひ出しまして感無量でありました。

そのような中で私ども全国のLPガス協会といたしましては、地方自治体と防災協定の締結を図っておりまして、1月末現在で52%のところと締結ができてまして、100%の締結を目指して取り組んでいるところでございます。

また、そのような形の中で、今、LPガス容器の話が出ておりましたけれども、今後は何かあったときに人が集まるところはバルクでなければならないというような考え方でございます。そのような形の中で、このたびのバルクの20年検査というものが出来まいりました。保安の水準を維持した上で、検査の合理化を図るという改正案を作成していただいたということでございます。全国LPガス協会としても大変喜んでおるわけでございますし、また、今後これを受けまして、このバルクの20年検査が安全で円滑に進むように努力をしていき、またこの防災のために一生懸命努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○橘川委員長　ほかはいかがでしょうか。

辰巳委員、お願ひします。

○辰巳委員　資料3-2でご説明いただいたところの4ページ、5ページあたりの説明で、ふっつ疑問に思つたことなのですけれども、要するに、バルクの大きさが1トン以上だと厳しく管理をしなければならぬから、ちよつと少な目にしてボンベで補充するという格好でよいのではないとか書いてあつて、何となく私からみたらば、1トン以上は危ないから管理を厳しくしなければいけないけれども、989キログラムだったらば危ないという、そういうふうなイメージに思つてしまったのですけれども、そういう感覚で捉えてはいけないのだらうとは思ひますけれども、何かちよつと、その境目になるところの管理の仕方というのが心配だなというふうに思つてしまいました。

以上です。

○橘川委員長　天野委員、お願ひいたします。

○天野委員　私は資料4で一言だけ。せつかくお作りいただきました災害対策マニュアルが、率直に申し上げてちよつと読みにくいので、せめて見出しはもう少し見やすく、フォントを上げて文字間隔を広げて、ぱつとみてわかるというふうにしていただきたいということだけでございます。

○橋川委員長 葉梨代理、お願いします。

○葉梨代理 山崎委員の代理出席として、バルク貯槽等の告示検査のための関係省令、告示の改正についてコメントを述べさせていただきます。

バルクの20年検査につきましては、L Pガス業界としてもしっかり対応していきたいということで、日本L Pガス団体協議会の中にワーキンググループを設置して、昨年2月から円滑な実施に向けての検討を行ってまいりました。この検討の過程の中で課題も多く出てきたわけでごさいます、その課題に対して本日このような省令、告示の改正案を出していただいたということにつきまして感謝を申し上げる次第でございます。

業界といたしましては、実際に検査が始まる平成29年までに十分な周知活動や準備を行って、20年検査をしっかりとやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

○橋川委員長 ほかにはいかがでしょうか。

浅野委員、お願いします。

○浅野委員 私は、地婦連に昔勤めていたことと、今は地域防災をずっと、阪神・淡路大震災以降やっておりますので、そうした観点から気づいた点を申し上げます。

委員長もおっしゃったように、防災対策でL Pガスが評価をされていくと、今まで使われていない方たちがL Pガスを使っていくということになってくると思います。その保安というのはきっちり考えていく必要があって、今、自治体では、各住民が登録できる緊急メールとかエリアメールを整備しておりますので、災害直後にガスの保安について、そういった自治体のメールの中でも瞬時に発信をしていくことも、災害時の協定を結んでいるわけですから、できるのではないかと思いますしぜひやっていただきたいというのがあります。

それから、バルク点検の際に、やはり防災の啓発を改めて徹底していただくというようなことがあると思います。

それから、地域も今や老老防災とも言えるようになっておりまして、本当にコミュニティが持つのかということまで来始めていると思っております。今、私も要援護者支援だとか地域防災の強化といったところでいろいろと活動してきているのですけれども、まさに福祉の事業所さん、それから災害ボランティアですね。社会福祉協議会だとか災害ボランティアネットワークというものもあります。地域コミュニティだけを対象にしても厳しい状況という状況はいずれやってくると思いますし、現実に災害時には災害ボランティアが相当被災者の支援に入っていくという現状がありますので、連携とか啓発の対象に、

こういったところをしっかりと入れていくということが必要だろうというふうに思われます。

それから、今、各地方が広域合併をして広域になった結果、要するに旧の町役場とか村役場の体制が非常に弱い。そうすると、合併した周辺地域でさらに孤立化した地域というのは、本当にその情報収集も支援もままならないということになってくるわけです。ところが、LP事業者さんというのは本当にそういったところこそお入りになっておっしゃるわけです。例えば、最近はお年寄りでもタブレットとかを使って、いろいろな情報をやりとりできるような仕組みを作ったりということができていますが、例えば日常の保安を兼ねて集落の代表者の方々とふだんから情報のやりとりができるようにしておいて、災害時にはそういう孤立集落の情報をいち早くLPガス事業者が知って行政にも提供できる、そして、道がもう、自治体の人自体がそういう遠方の集落の詳しい地理情報とかがわからなくなってしまうたりしているので、恐らく救援部隊を誘導していったりだとか案内するというのも兼ねて、相当いろいろな力としてLPガス事業者さんは期待される部分があるのではないかなと思います。そういう日常の保安と災害時の活動をもうちょっと広げてアピールできる、強化できる部分があるのではないかなと。

それから、女性社員の活用ということをずっと前から私はいろいろな会合ではいつてきているのですけれども、やはり日常の保安のところもそうですし、災害時に暮らしが大変になる、つまり暮らしを担っている女性たちのニーズというのを酌み上げないと、実は被災者はきちんと救われないという側面があります。ですから、女性社員さんがふだんからやはり営業の前面とか保安のところで活躍できるようにしながら、災害時のところも連携強化をするということがあるといいなと思います。

最後です。やはりマスコミとか業界紙さんのところにこういった事故だとか啓発の内容が、ニュース性をもって届くような工夫というのをやはりしていくことによって、どうしてもかたい通知文だけですと一般の従業員の方にはなかなか伝わらないと思いますので、その努力をしていく必要があるかなと思いました。

○橋川委員長　　どうもありがとうございました。いろいろ建設的なご提案をいただいたと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、答えられる限りで、事務局からお願いいたします。

○大本ガス安全室長　　資料4につきましては、大変見づらくて申しわけございませんでした。今後工夫したいと思います。

辰巳委員のご発言につきましては、まず事業者のほうで厳格に1トン未満にならないと
いうことを管理するというので、ぎりぎりというよりは、可能な限り減らした形で連結
するという運用をする予定でございます。何よりも、その検査のときに事故を起こさない
でしっかり検査をするということが大事であると思っております。

浅野委員からも防災に関する、今マニュアルにないみたいな話もございましたので、こ
れは国もそうですし、あと事業者、県協会も含めた、そういうコミュニティを含めた地域
一丸となった取り組みというのがやはり大事であると思えました。こういうご指摘をしっ
かり次につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○橘川委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、一通り本日予定していた議題は終えたわけですが、事務局サイドでど
なたか発言される方はいらっしゃいますか。いいですか。

それでは、今後の進め方等々を含めまして、大本室長からお願いします。

○大本ガス安全室長　　本日はありがとうございました。

議事要旨につきましては、事務局で作成し、ホームページに載せたいと思います。議事
録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた上で公開することを予定してござい
ます。

次回の小委員会は、先ほど出ましたガスシステム改革の検討状況にもよりますけれども、
6月上中旬に開催したいと思っております。また事務局からご連絡しますので、よろしくお願
いします。

以上でございます。

○橘川委員長　　本日は、具体的な提言を含めまして活発なご議論をいただき、どうもあ
りがとうございました。

以上をもって本日の会議を終わらせていただきます。

——了——